

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

多治見市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県多治見市

3 地域再生計画の区域

岐阜県多治見市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は平成 12（2000）年の 115,740 人をピークに減少しており、国勢調査によると令和 2（2020）年には 106,732 人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 12（2030）年には総人口が 95,606 人となる見込みである。

年齢 3 区分別の人口割合をみると、年少人口（0～14 歳）は昭和 50（1975）年にピークを迎えて以降減少を続け、令和 22（2040）年には人口全体の 5 割を切る見通しとなる一方、老年人口（65 歳以上）は増加の一途をたどっており、人口が減少する中でも高齢化が進行することが想定されている。また、生産年齢人口（15～64 歳）の割合も平成 12（2000）年頃までは 7 割前後で維持してきたが、以降は減少傾向にあり、令和 22（2040）年には人口全体の 5 割を切る見通しとなっている。

自然動態をみると、1970 年代にピークを迎え、平成 21（2009）年から減少に転じ、令和 5（2023）年には 929 人の自然減となっている。

社会動態をみると、平成元（1989）年にピークを迎え、その後は住宅団地の開発も落ち着きを見せ、平成 13（2001）年から減少に転じ、令和 5（2024）年は 146 人の社会増となったが、総じて減少傾向にある。このように、本市の人口の減少は死亡数の増加と出生数の減少（自然減）や、住宅事情を理由とした転入人口の減少（社会減）が主な要因と考えられる。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに

伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、市民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、地方創生に資する事業の実施を通して目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 子育て世代が選び、住み続けたいくなるまちづくり
- ・基本目標 2 にぎわいを生み出すまちづくり
- ・基本目標 3 元気で安心して暮らせるまちづくり
- ・基本目標 4 多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり
- ・基本目標 5 持続可能で快適に暮らせるまちづくり
- ・基本目標 6 行財政改革の推進

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2028年度)	達成に寄与 する地方版 総合戦略の 基本目標
ア	年度当初の保育園の待機児童数（人）	保育園： 0人	保育園： 0人	基本目標 1
	年度当初のたじっこクラブの待機児童数（人）	たじっこ クラブ： 3人	たじっこ クラブ： 0人	
	ハイパーQ Uにおける学級生活満足群の割合（%）	60.6%	62.0%	
	年少人口の割合	10.80%	11.50%	
イ	多治見駅南北自由通路の休日歩行者通行量（人／日）	7,371人／ 日	7,500人／ 日	基本目標 2

	ビジネスインキュベータ卒業生のべ数及びビジコン事業を通じた起業者のべ数（件）	5 件	5 件	
	観光入込客数（人／年）	832, 239人 ／年	900, 000人 ／年	
ウ	健康マイレージ 取組達成件数（件）	810件	1, 050件	基本目標 3
	高齢者・障がい者（児）サロンの参加者数（人）	【高齢】 1, 556人 【福祉】 650人	【高齢】 1, 660人 【福祉】 700人	
	自主防災活動を実施した自治組織の割合（％）	40. 84%	52. 45%	
エ	地域力を立ち上げた校区数（校区）	5 校区	8 校区	基本目標 4
	市民スポーツ大会（春季・夏季）の参加者数（人）	2, 709人	3, 000人	
	文化会館が主催、主管した文化事業への参加人数（人）	20, 000人	20, 000人	
オ	各種移住補助制度の利用者の合計人数（人）	70人	70人	基本目標 5
	地域内交通の利用者数（人）	10, 467人	11, 000人	
	市民一人当たりのごみ排出量（g／人・日）	444 g／人 ・日	440 g／ 人・日	
カ	財政判断指数の 4 指標の基準値達成度（指標）	4/4指標	4/4指標	基本目標 6
	基本計画事業ごとに設定した重要業績評価指標 (KPI) の目標達成率（％）	69. 8%	80%	

	行政手続のオンライン申請の推進（新規追加手続の数）	61手続	1手続	
--	---------------------------	------	-----	--

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2及び5－3のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

① 事業の名称

市民が主役！躍動するまち 多治見事業

ア 子育て世代が選び、住み続けたいとなるまちづくり事業

イ にぎわいを生み出すまちづくり事業

ウ 元気で安心して暮らせるまちづくり事業

エ 多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり事業

オ 持続可能で快適に暮らせるまちづくり事業

カ 行財政改革の推進事業

② 事業の内容

ア 子育て世代が選び、住み続けたいとなるまちづくり事業

子どもの笑顔は、まちに元気をもたらす。また、子どもの笑顔はおとなも笑顔にし、おとなの笑顔が子どもの心を温かくする。

全ての子どもが笑顔で暮らせるまちを目指して、健やかな発育発達の支援、保育・幼児教育や学校教育の充実、子どもの居場所づくり等、子どもへの支援を推進する。

また、結婚・出産・子育てを希望する全ての人に寄り添い、更なる相談支援体制の強化や経済的な支援の拡充等を進める。

【具体的な取組】

・結婚を望む人への支援

- ・出産前からの切れ目のない支援 等

イ にぎわいを生み出すまちづくり事業

にぎわいは、まちに活気と経済効果をもたらす。これまでの伝統、技術、文化を将来につないでいくとともに、地域の「稼ぐ力」や他地域とは差別化された「ブランド力」の向上につながるにぎわいを生み出していくことが必要である。

そのため、地場産業をはじめとする市内産業支援、企業誘致を引き続き推進する。特に、新たなにぎわい創出に向けて、関係機関と連携した伴走型の起業・創業支援や、インバウンド事業の推進に取り組む。また、事業の推進に当たり、公民連携を進めながら課題解決や事業の効率化を図る。

【具体的な取組】

- ・市内産業の支援
- ・地場産業の支援 等

ウ 元気で安心して暮らせるまちづくり事業

住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし続けるためには、誰一人孤立することなく健康で安心して生活できる環境が整っていることが必要である。

元気で安心して暮らせるまちを目指して、市民の健康維持・向上のための健康づくり事業の充実を図り、健康寿命の延伸につなげる。

市内には一次医療、二次医療、三次医療の医療機関が充実し、市民の安心につながっている。安定した医療を提供していくため、引き続き、医療機関との連携や医療体制の充実を図る。

また、需要の高まりがみられる介護・福祉分野では、特に、包括的な相談支援体制の充実に取り組み、高齢者や障がい者(児)が安心して暮らせるまちづくりを進める。

市民が安心・安全に暮らせるよう、防災対策や防犯対策を強化するとともに、引き続き地域防災への支援や避難行動要支援者の避難体制整備、消防・救急体制の充実を図る。

【具体的な取組】

- ・健康寿命の延伸・医療体制の充実
- ・高齢者支援 等

エ 多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり事業

さまざまな人々との地域活動や文化・芸術活動、スポーツ等を通じた交流やつながりは、日々の生活を豊かにする。また、国籍、文化的背景、性別、性的指向や性自認、障がいの有無等を超えて多様な文化や価値観を認め合い、お互いを尊重し合うことで、更に交流は深まりその輪は広がる。

多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちを目指して、地域住民による交流活動やまちづくり活動、自治会活動を支援し、地域力の向上を推進する。また、講演会の開催等を通じ、あらゆる人権の尊重と理解を促進する。

市民主体の文化・芸術活動の支援や、スポーツを楽しむ機会を創出するとともに、それらを支える人財の育成、各種団体との連携強化を推進する。

【具体的な取組】

- ・市民活動支援
- ・人権啓発 等

オ 持続可能で快適に暮らせるまちづくり事業

人口減少が見込まれる中で、将来にわたり子どもから高齢者まで誰もが快適に暮らすまちであり続けるには、社会基盤の整備・維持や住環境の向上に継続的に取り組むことが必要である。

全国的に激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、本市でも災害に備え、道路・河川・上下水道等の基盤整備、施設の耐震化を進める。また、今後増加すると予測される空き家等への対策に取り組むことで、住環境の向上を図る。

ネットワーク型コンパクトシティの考え方のもと、人口減少社会においても持続可能なまちづくりを進めながら、移住定住施策の継続的な展開により、人口減少の緩和に向けた取組を進める。

市民生活に必要な不可欠な公共インフラを、修繕・更新の必要性に応じ

て適切に維持管理する。また、企業会計の健全経営に向けた取組を進める。

渋滞緩和に向けた取組として、引き続き国や県と連携し、効果的な道路整備を進める。また、快適に移動できるよう、公共交通のあり方を検討し、中心市街地と郊外地域の移動手段の確保に取り組む。

ごみの減量・リサイクル、市街地緑化や地球温暖化対策の推進により地球環境を保全し、引き続き環境と共生するまちの実現に向けた取組を進める。

【具体的な取組】

- ・環境との共生
- ・上水道の安定供給 等

カ 行財政改革の推進事業

デジタル技術が進み、市民のニーズが多様化する中で、今後も適切な行政サービスの提供が求められる。また、人口減少下では、厳しい財政運営が見込まれることから、持続可能で元気なまちの基盤である行財政改革を引き続き進める必要がある。

健全な財政を維持するため、歳出予算のコントロールや歳入確保策を強化するとともに、計画的に公共施設の適正配置及び長寿命化を進める。また、行政サービスのデジタル化を通じて、市民の利便性向上を図る。

まちの主役である市民の声を市の施策につなげ、効率的で効果的な行政運営を進める。

【具体的な取組】

- ・健全な財政運営
- ・行政の改革 等

※ なお、詳細は多治見市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

【検証方法、外部組織の参画者】

毎年度6月頃、産（民間企業経営者）、官（市職員）、学（学識者）、金（金融機関シンクタンク研究員）、労（労働組合関係者）、言（マスコミ関係者）、公募委員（市民）によって構成される外部有識者委員会（「事業評価委員会」）において、K P I の達成度を検証。検証結果を勘案し、K P I の達成度が著しく低下する場合は、本委員会において事業の見直しに関して意見聴取する。加えて、毎年度9月頃、多治見市議会による検証も合わせて実施する。

【検証結果の公表の方法】

検証後、速やかに本市公式ホームページで公表するとともに、本市の公式SNS（ソーシャルネットワークサービス）、コミュニティFM、広報紙等をフル活用して市民及び事業者への周知を図る

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2029 年 3 月 31 日まで

5-3 その他の事業

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：

【E2001】

① 事業の名称

5-2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5-2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

5-2の④事業の評価の方法（P D C Aサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5-2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2029 年 3 月 31 日まで